（様式４－６）

欠 格 条 項 調 査 書

１　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２　長崎県において懲戒処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法の第５章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

私は上記のいずれにも該当しておりません

令　和　　年　　月　　日

氏　名　　印